

一般社団法人消防潜水連盟 会員規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人消防潜水連盟（以下「消潜」という。）の定款第3章に基づき、会員に関し必要な事項を定め、もって消防潜水の普及及び消潜事業活動の充実を図ることを目的とする。

第2条（会員の種類）

定款第11条（種別）の会員の種類は次の通りとする。

（1）正会員

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 消潜100P会員 | 消潜100P委員会に参加する代議員レベルの会員 |
| ② 所属指導者会員 | 消防職員で業務中のみの消防潜水教師である会員 |
| ③ 消潜指導者会員 | 消潜直属の消防潜水教師である会員 |
| ④ 一般会員 | ①～④以外の会員 |

（2）賛助会員

- | | |
|--------|--|
| ① 個人会員 | 消潜の活動を支援する個人会員 |
| ② 法人会員 | 消潜の活動を支援する法人（個人含む）会員 |
| ③ 団体会員 | 東京消防庁他、消防局・本部・署・団、その他公共団体で到達資格「消防潜水業務監督者」である団体（Aランク団体、Bランク団体、Cランク団体） |

（3）名誉会員

定款第11条第3号に同じ

第3条（入会および退会、会員の種類変更）

消潜への入会および退会は次の通りとする。

- （1）入会は、入会申込書を消潜に提出し、理事長の承認を得るものとする。
- （2）退会は、退会申込書を消潜に提出し、理事長が承認し、退会承認通知書をもって認めるものとする。
- （3）会員の種類を変更するときは、会員変更申込書を消潜に提出し、理事長の承認を得るものとする。

第4条（会費等）

各会員の会費等は、別紙の通りとする。

第5条（会費の納入）

賛助会員以外の会員は、入会時に入会金、月会費を銀行振替により納入、団体会員は銀行振り込みにより納入するものとし、以降毎月および毎年会費を納入するものとする。

第6条（会費の変更）

理事長は、理事会の決議を経て、会費等の額及び内容を変更できる。

第7条（会員証）

会員には会員証を発行する。

第8条（資格の喪失）

定款第14条に該当するときは、理事会で決議する。

第9条（支援会費の不返還）

会員が既に納入した会費等は返還しない。

第10条（会員の特典）

各会員は、以下の特典を享受できる。

- （1）消防100P会員 別表第1の「消防潜水業務監督者」までの資格を取得できる。
消潜100P委員会で意見を述べ、理事会に委託することができる。
- （2）消潜指導者会員 別表第1の「消防潜水教師」までの資格を取得でき、「消防潜水隊員」資格の認定をすることができ、公認資格試験の検定員の委嘱を受けることができる。
- （3）所属指導者会員 別表第1の「消防潜水教師」までの資格を取得ができ、各所属内で「消防潜水隊員」資格の認定をすることができる。

- (4) 一般会員 別表第1の「消防潜水管理者」までの資格を取得できる。
- (5) 個人会員 消潜各種イベントおよび物品購入を会員価格で利用できる。
- (6) 法人会員 各団体の構成員は各種イベントおよび物品購入を会員価格で利用できる。
- (7) 団体会員 別表第1の「消防潜水業務監督者」(1名)までの資格を取得できる。
別表第2の指定資器材およびシステムセットの貸与を受けることができる。
- (8) 名誉会員 上記(1)から(7)までの一部を享受できる。

第11条(規則の改正)

この規則について必要あるときは、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、平成29年2月1日より施行する。

別表第1(認定資格)

潜水土養成教師	潜水土国家試験対策講習を実施できる知識を有する資格
消防潜水隊員	消防救助隊員として十分な潜水の知識と技術を有する資格
消防潜水監視員	潜水者の作業を監視することができる知識と技術を有する資格
消防潜水管理者	潜水者と常時連絡を取りながら潜水業務を管理することができる知識と技術を有する資格
消防潜水教師	消防潜水連盟が消防潜水隊員を指導・養成できると認められた資格
消防潜水業務監督者	消防潜水業務を監督することができる知識を有する資格

別表第2(貸与備品)

A ランク団体	消防潜水業務管理システム、マスク、フィン、スノーケル、レギュセツト、BC、ドライスーツ、ウエイトセツト、ダイビングコンピューター、フルフェイスマスク、ヘルメット
B ランク団体	消防潜水業務管理システム、ダイビングコンピューター
C ランク団体	消防潜水業務管理システム

会費等

会員規則第4条の各会員の会費等については、下表によるものとする。

平成29年2月1日現在

会員の種別	会員の種類	入会金	年会費	月会費	
正会員	消潜100P会員	30,000円	—	5,000円	
	消潜指導者会員	20,000円	—	5,000円	
	所属指導者会員 (消防職員)	20,000円	—	2,000円	
	一般会員	10,000円	—	1,000円	
賛助会員	個人会員	(—口) 5,000円	—	(—口) 1,000円	
	法人会員	(—口) 50,000円	(—口) 100,000円	—	
	団体会員	Aランク団体	1,000,000円 (潜水士一人あたり)	360,000円 (潜水士一人あたり)	—
		Bランク団体	700,000円 (潜水士一人あたり)	360,000円 (潜水士一人あたり)	—
Cランク団体		500,000円 (潜水士一人あたり)	360,000円 (潜水士一人あたり)	—	
名誉会員	名誉会員	—	—	—	